

川崎市認定生活困窮者就労訓練事業事務手続要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 認定の事務（第3条～第5条）
- 第3章 事業開始後の事務（第6条～第10条）
- 第4章 その他の事項（第11条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）の事務手続きについて、法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省告示第16号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（認定の対象）

第2条 この要綱で定める認定は、市内で事業を行う事業所ごとに受けるものとする。ただし、一つの法人が市内に経営地のある同一法人内の複数の事業者の認定を受けようとする場合は、申請関係書類をまとめて提出することは可能とする。

第2章 認定の事務

（認定就労訓練事業の申請）

第3条 認定就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（規則様式第二号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
 - （2）就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - （3）誓約書（第1号様式）
 - （4）申請事業所の正規職員の勤務時間が分かる書類
 - （5）その他市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に定める書類は、別表に定めるとおりとする。
- 3 社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく

監督を受ける法人については、第1項第1号から第2号の提出を省略することができる。

(申請の受理)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを受理する。

2 市長は、申請の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、これを受理する。

(認定通知書等の通知)

第5条 市長は、申請者が規則第21条の基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認め、法第16条第2項に基づき認定就労訓練事業の認定を行うときは、申請者に対して「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（第2号様式）を通知する。

2 申請者が認定基準に適合しないと認める場合は、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（第3号様式）を通知する。

第3章 事業開始後の事務

(事業の開始)

第6条 前条第1項により市長から通知を受けた者は、法に基づき都道府県等が行う自立相談支援事業のあっせんにより、生活困窮者を受け入れ、事業を実施することができる。（以下前条に基づき認定の通知を受けた者を「認定就労訓練事業者」という。）

(変更の届出)

第7条 認定訓練事業者は、規則第22条各号の変更があった場合は、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（第4号様式・第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第8条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」（第6号様式）を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第9条 市長は、自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒として、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じる場合は、認定就労訓練事業者に対して、任意の聞き取り又は報告を求めることができる。

2 市長は、認定就労訓練事業者が、正当な理由なく前項に応じない場合などは、法第21条第2項に基づき「報告徴収書」（第7号様式）により、報告を求める

ことができる。

- 3 市長は、前項によりがたい場合は、口頭による陳述を受け、陳述書を作成することができる。その場合は、その内容について、陳述者に確認の上、その署名を求めるものとする。

(認定の取消)

第10条 市長は、法第16条第3項に基づく認定の取り消しを行う場合は、その認定就労訓練事業者に対し、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」(第8号様式)により通知を行う。

第4章 その他の事項

(その他の事項)

第11条 認定就労訓練事業者は、この要綱のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成30年10月1日付け社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に沿って、事業を実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

第3条第1項各号に定める提出書類		提出書類
第1号	平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の面積が分かる平面図 ・ 事業で使用する部屋・場所の写真 ・ 事業所概要や組織図などの運営体制に関する書類 ・ 貸借対照表もしくは収支計算書にあたる書類
第2号	就労訓練事業を行う者の役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員名簿
第3号	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書（第1号様式）
第4号	申請事業所の正規職員の勤務時間が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業所の正規職員の勤務時間が分かる書類

誓 約 書

年 月 日

川 崎 市 長 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ㊟

年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 21 条第 1 号ハ関係）。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（規則第 21 条第 1 号ニ関係）。
- 4 規則第 21 条第 1 号ホ（1）から（9）までのいずれにも該当しない者であること。

（参考）生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 1 号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用しておそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうち（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、規則第 22 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。

- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（規則第 22 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（規則第 22 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 30 年 10 月 1 日付け社援発第 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。

川健生自第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注） 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

川健生自第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

第 4 号様式（規則第 22 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

川 崎 市 長 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ㊤

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名（規則第 22 条第 1 号）	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数（規則第 22 条第 3 号）	
認定生活困窮者就労訓練事業の内容（規則第 22 条第 4 号）	
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名（規則第 22 条第 5 号）	

※ 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

川 崎 市 長 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ㊞

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更予定年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名（規則 22 条第 2 号）に関する変更内容	
--	--

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

川 崎 市 長 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ㊟

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

川健生自第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第21条第2項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第29条第2項の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	年 月 日

川健生自第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消となった理由	